

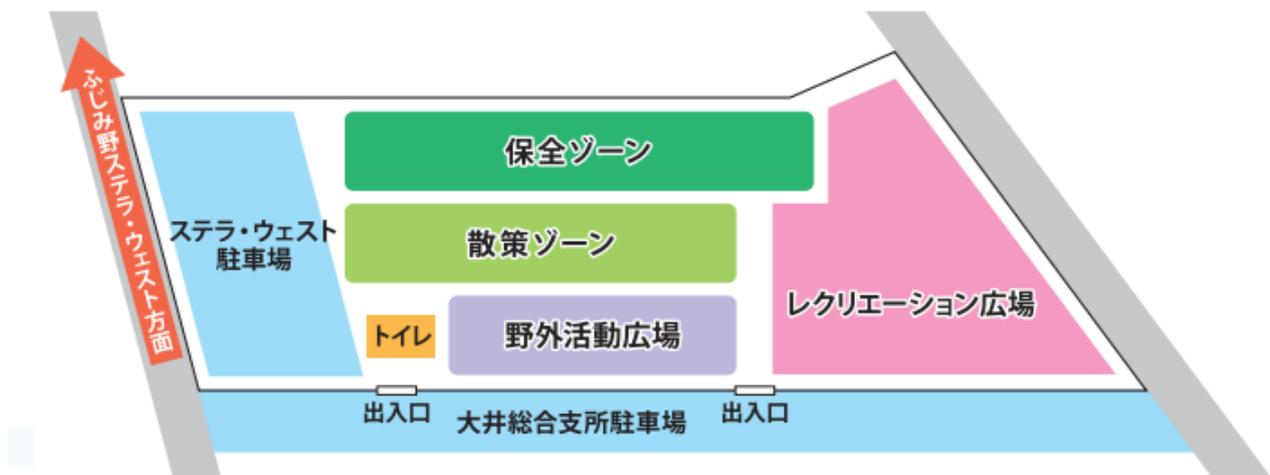
ふじみ野市市民憩の森(以下「市民憩の森」)は、自然とのふれあいを通して、青少年の野外体験活動、地域コミュニティ及び異世代間の市民交流の推進を図るための施設です。



利用時間:午前8時30分～午後5時

※許可がある場合は午後5時から翌日の午前8時30分までの間も利用することができます。

《市民憩の森地図》



散策ゾーン	自然を感じながら散歩ができるゾーンです。自転車の乗り込み、ペットの散歩は禁止です。安全のため、散策路をご利用ください。
保全ゾーン	伐採枝を処分する場所です。立入禁止です。
野外活動広場	【要申請。有料】 野外炊飯、野外活動、親睦会等ができるゾーンです。
レクリエーション広場	【要申請。有料】 レクリエーション等ができるゾーンです。

※地面に杭(くい)を打つテントやタープは、野外活動広場を利用する団体に限り、散策ゾーン及び野外活動広場で使用できます。他の利用者の妨げにならないようご注意ください。

※**野外活動広場及びレクリエーション広場の予約は公共施設予約システムにて行ってください。**

《利用時間と使用料》

	午前 (午前8時30分から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後5時から 翌日の午前8時30分まで)
野外活動広場	600円	700円	1,100円
レクリエーション広場	300円	400円	

※準備や片付けは利用時間内に含まれます。利用時間を守ってご利用ください。

《野外活動広場及びレクリエーション広場の利用について》

○利用の流れ

1. 窓口にて利用団体名を伝え、鍵セットを受け取る。

【窓口】

平日(午前8時30分から午後5時15分まで):大井総合支所市民総合窓口課総務係

土日祝日:大井総合支所警備室

※市民憩の森入口フェンスは管理人により夜間施錠します。

2. 利用

「利用上の注意」を遵守して利用してください。

用具の貸出しはしておりませんので、必要な用具は各自でお持ちください。

3. 鍵の返却及び市民憩の森利用報告書を提出

【鍵の返却場所】

平日(午前8時30分から午後5時15分まで):大井総合支所市民総合窓口課総務係

土日祝日:大井総合支所警備室

【市民憩の森「利用報告書」の提出】

鍵の返却と共に提出をするか、利用後 7日以内にふじみ野市役所協働推進課又は大井総合支所市民総合窓口課総務係に提出をする。

○火気の使用



【火気使用期間】

4月1日から11月30日まで

【火気使用エリア】

野外活動広場のかまどでは、火気の使用ができます。使用した炭は消火を確認し、お持ち帰りください。

○使用料の還付

原則として、使用料の還付は行いません。ただし、利用日の1月前までに利用取消をされた場合は、使用料の半額をお返しします。

○駐車場

表面の地図上の大井総合支所駐車場(午前8時から午後5時30分まで)を利用できますが、市民憩の森専用の駐車場ではありません。台数に限りがありますのであらかじめご了承ください。

【問合せ先】

協働推進課

電話:049-262-8123(直通)

FAX:049-266-1227

Email:ikigaisuishin@city.fujimino.saitama.jp